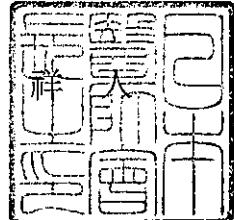




日医発第77号(地Ⅲ11)
平成18年4月25日

都道府県医師会
会長 殿

日本医師会
会長 唐澤



自殺予防に向けての総合的な対策の推進について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より各都道府県知事等宛に、自殺予防に向けての総合的な対策の推進について通知が出され、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

本件は、政府において、自殺対策関係省庁連絡会議を設置し、平成17年12月に「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」(別添1)がとりまとめられたことを受け、自殺予防対策については、地方自治体の取り組みも極めて重要であることから、今後10年間で自殺者を平成10年の急増以前の水準に戻すことを目標として、都道府県知事等に対して一層の取り組みの強化をお願いするものであります。併せて、市町村及び関係機関に対する周知、連携に留意するよう求めております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、自殺対策連絡協議会(仮称)への参加等、自殺予防に向けての総合的な対策の推進についてご協力いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

障精発第0418001号
平成18年4月18日

社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課



自殺予防に向けての総合的な対策の推進について

平素は障害保健福祉施策の推進に格別のご尽力をいただき、感謝申し上げます。

さて、地方自治体における自殺予防に向けての総合的な対策の推進について、別添のとおり、各地方公共団体（都道府県・政令指定都市）あて送付いたしましたので、貴会における関係者及び関係団体への周知について、ご協力方お願いいたします。

障発第0331010号
平成18年3月31日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

自殺予防に向けての総合的な対策の推進について

我が国における自殺の死亡者数は平成9年まで2万5千人前後で推移していたが、平成10年に3万人を超え以後その水準で推移している。自殺には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題の他、人生観・価値観や地域・職場の在り方の変化など様々な社会的要因が複雑に関係しているとされており、自殺予防対策の推進に当たっては、多角的な検討と総合的な対策が必要になる。

こうした状況を踏まえて、平成17年7月には参議院厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」がなされた。これを受け、政府においても自殺問題を喫緊の課題と受け止め総合的な対策を推進するため、自殺対策関係省庁連絡会議を設置し、平成17年12月に「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」(別添1)をとりまとめ、関係省庁が一体となって自殺問題に取り組み、今後10年間で自殺者数を平成10年の急増以前の水準に戻すこととしている。

自殺予防対策については、この取りまとめの中にも記載されているように、地方自治体の取り組みも極めて重要である。貴職においても下記の点に留意しながら、関係部局・関係機関と連携を図りつつ自殺予防対策を充実し、地方自治体においても今後10年間で自殺者数を平成10年の急増以前の水準に戻すことを目指して一層の取組の強化をお願いする。また、取組の強化にあたっては、管内市町村及び関係機関に対する周知及び連携に留意し、地方自治体においても自殺予防対策に向けての総合的な対策をお願いしたい。

なお、労働基準局長より都道府県労働局長宛に「労働者の心の健康の保持増進のための指針について」(別添2)が発出されているところであるので、併せて留意いただきたい。

記

1. 自殺対策連絡協議会（仮称）の設置

自殺の発生状況やその背景（年齢層、性別、産業構造、地域特性等）には地域差があることから、各都道府県等におかれては、自殺予防対策を効果的に実施するために、自殺問題を担当する部署を明確化するとともに、様々な分野の関係機関・団体により構成される自殺対策の検討の場（自殺対策連絡協議会（仮称））を設けられたい。この際、「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」においては、2年以内にすべての都道府県において設置していただくことを目途としていることに留意いただきたい。

同協議会では、各都道府県等における自殺の発生状況やその背景を調査・分析し、その特性に応じた具体的な取組の方向性を協議するとともに、取組の成果について定期的に検証を行い、その後の対策の推進に資する枠組みを構築することが重要である。その際、各関係機関・団体が担うべき役割を明確にするとともに、公的機関及び民間団体の連携体制が確立されるよう配慮いただきたい。

関係機関・団体の構成については「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」取りまとめ時の別添資料及び平成16年に各都道府県に配布した「行政担当者のための自殺予防対策マニュアル」を参考にされたい。

なお、自殺対策連絡協議会を効果的に機能させるためには、関係団体の連絡・調整を担う自立的・中間的な民間団体との協働が有用であるとの意見もあることから、厚生労働省においては民間団体との協働の在り方等を検討することとしているが、各都道府県においては、民間団体との協働を含めた実践的な自殺対策連絡協議会の運営をお願いしたい。

2. 相談体制の充実

自殺に至った人の多くはうつ状態をはじめとする精神疾患有していたとの報告もあり、保健所や精神保健福祉センター等の公的機関において、心の健康問題について相談事業を実施されているところであるが、これらについて、相談窓口の周知徹底、電子メールの活用等を含め、その更なる充実に積極的に取り組まれたい。

また、自殺に至る背景には、健康問題以外に、経済・生活問題、家庭問題の他、人生観・価値観や地域・職場のあり方の変化など様々な社会的要因が複雑に関係しているとされていることから、「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」にも記載されているように、各関係省庁が各種相談窓口（健康問題、経済問題、法律問題等）の整備に努めることとしている。各都道府県等においても、精神保健福祉担当部局にとどまらず他の関連部局と連携しながら、

その整備・充実に努められたい。

さらに、自殺に関する相談窓口としては、概していのちの電話や、自殺未遂者や自殺遺族をケアする団体などの民間団体が存在するが、それらと協力体制についても十分に検討され、効果的な相談体制の充実に取り組まれたい。

3. 情報発信・普及啓発等

実行ある自殺予防対策のためには、住民一人ひとりが自殺の要因となるところの健康問題に対処する方法や自殺に関する正しい知識を持つことが重要であるとともに、相談内容別（健康問題、生活問題、法律問題等）の相談窓口（公的機関及び民間団体）の連絡先等を把握していることが重要である。

このため、各都道府県におけるホームページや広報等を活用して、こうした情報の周知を図るよう努められたい。また、その際、国立精神・神経センター精神保健研究所のホームページに開設されている自殺予防対策支援ページ「いきる」を積極的に活用されたい。

また、各都道府県が実施する自殺予防対策については、住民の方々に情報発信する重要性は言うまでもないが、各都道府県等が自殺予防対策に関する情報・知見を共有することも重要であることから、国立精神・神経センター精神保健研究所に設置予定の「自殺予防総合対策センター（仮称）」にその対策及びその効果の検証結果等を情報提供されたい。得られた情報・知見については、各都道府県における自殺予防対策の企画や実施、自殺予防教育・普及啓発教材の作成等にご活用いただけるよう同センターから情報発信する予定である。

なお、自殺と関連の強いとされるうつ対策においては、平成16年1月に各自治体へ配布した「都道府県・市町村向けうつ対策推進方策マニュアル」及び「保健医療従事者向けうつ対応マニュアル」を活用されたい。

4. その他

普及啓発の中心になる地域精神保健従事者等に対しては、平成16年度から、地域住民が抱えるうつ、ストレス等の心の健康問題に関する知識や対応方法を習得させるための研修会を実施しているところであり、関係機関職員の当研修会への参加を促されたい。

また、地域における実践的な自殺予防策等の在り方に関する研究を厚生労働科学研究において推進しているところである。この成果についても「自殺予防総合対策センター（仮称）」などを活用し地方自治体等に幅広く情報発信する予定であるので各地方自治体においても協力を願いしたい。

別添 1

自殺予防に向けての政府の総合的な対策について

平成 17 年 12 月 26 日
自殺対策関係省庁連絡会議

我が国における自殺の死亡者数は平成9年まで2万5千人前後で推移していたが、平成10年に3万人を超え以後その水準で推移している。自殺者数が増加し、減少していないことに関しては、健康問題、経済・生活問題、家庭問題の他、人生観・価値観や地域・職場のあり方の変化など様々な社会的要因が複雑に関係しているとされており、自殺予防対策を推進していくに当たっては、多角的な検討と包括的な対策が必要になる。

こうした状況を踏まえて、平成 17 年 7 月には参議院厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」がなされた。政府においても自殺問題を喫緊の課題として総合的な対策を推進するため、自殺対策関係省庁連絡会議の場において、検討しているところであるが、今般、関係省庁が連携して、以下のとおり、対策を取りまとめた。今後とも、関係省庁が一体となってこの問題に取り組んでいく。

1. 自殺の実態分析の推進

- 統計調査等から得られたデータ（自殺者数、自殺率、原因・動機、手段等）を分析するとともに、予防対策に向けた必要な情報の不備を補完するための新たな調査を検討するなど、関係省庁の協力も得て、自殺の実態や要因の分析を社会的要因も含め多角的に進める。（厚生労働省）
- 自殺予防における対象、方法などの介入ポイントを明確化し、地域における自殺率（人口 10 万人あたりの自殺者数）を減少させるための対応方法の研究を推進する。（厚生労働省）
- 自殺と関連の強いと言われるうつ病等の精神疾患について、病態解明や治療法の開発などを推進する。（厚生労働省）

2. 自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発

- 国立精神・神経センター精神保健研究所に設置予定の自殺予防総合対策センター（仮称）等を活用し、国民に対する正しい知識の普及啓発を強化するとともに、一般向けの自殺に関する情報や行政担当者等向けの自殺予防対策に関する情報の提供を拡充する。（厚生労働省）

3. 相談体制等の充実

(1) ライフステージ別の対策

①児童生徒

- 学校において、体験活動を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育を推進するとともに、スクールカウンセラーや、こども

- と親の相談員の配置などを行い、相談体制の充実を図る。(文部科学省)
- 児童生徒の自殺の特徴や傾向などを分析しながら、自殺予防の取組の在り方について調査研究を行う。(文部科学省)
 - 子どもの心の問題に対応できる医師等の養成を推進する。(厚生労働省)
- ②労働者等
- 労働者に対するメンタルヘルスについての正しい知識の普及を推進するとともに、相談事業の充実を図る。(厚生労働省)
 - 事業場におけるメンタルヘルス対策についての指針を公表し、その普及啓発を図るとともに、事業場に対する支援を実施する等事業場内における対策の充実を推進する。(厚生労働省)
 - 失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生ずる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応する。(厚生労働省)
- ③高齢者
- うつ状態にある高齢者を早期に発見し、適切な相談等につなげるための体制を整備する。(厚生労働省)
- (2) 地域における対策
- 保健所、精神保健福祉センターなどにおいて、心の健康問題に関する相談事業を充実する。(厚生労働省)
 - 地方自治体の自殺関連の担当者に対してうつ・自殺対策のマニュアル、等を配布し活用を促す。(厚生労働省)
 - 地方自治体が独自で対策を進めるに当たって、地方自治体ごとの特性(年齢層、性別、産業構造、地域性)に基づいて適切な対策をとることができるように基礎データの分析を行い、成功事例等とともに情報提供を強化する。(厚生労働省)
 - 自殺の危険性(リスク)が高いとされるうつ病等の患者が早期に医療を受けることができる体制や、精神科救急体制の整備を図る。(厚生労働省)
 - 法的なトラブル解決への道案内が受けられる体制を全国に整備する。(法務省)
 - 農村における高齢者福祉対策を農業協同組合やその助け合い組織等の協力を得て推進する。(農林水産省)
 - 農山漁村における高齢者の生きがい発揮のため、ハード整備や情報インフラ整備を行うなど、快適で安心な農業環境・生活環境づくりを推進する。(農林水産省)
 - 商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した中小企業を対象とした相談事業、中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する。(経済産業省)
 - 商工会・商工会議所等の経営相談窓口を訪れた中小企業者に対して、その経営相談にとどまることなく適切な対応が取れるよう、相談員へのメンタルヘルスについての正しい知識の普及を推進する。(経済産業省)

(3) 相談員の育成支援

- 自殺予防総合対策センター等で研修事業を行い、公的機関や、民間団体の相談員の資質の向上を促す。(厚生労働省)
- 教育相談を担当する教員の資質向上のための研修を行う。(文部科学省)

4. その他の自殺予防対策

- 従来から行っている自殺するおそれのある家出人に関する家出人発見活動を継続して実施する。(警察庁)
- 「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン（平成17年10月5日電気通信事業者団体において策定）」を踏まえた適切な措置に努めるとともに、普及啓発を推進する。(警察庁、総務省)
- インターネット上の違法・有害情報に関して、プロバイダ等による自主的措置及びこれを効果的に支援する方策等について検討する。(総務省)
- インターネット上にある自殺関連情報等のサイト閲覧を制限するフィルタリングソフトの無償提供や、フィルタリングソフト普及のための普及啓発セミナーの開催等を実施する。(経済産業省)
- 児童を自殺関連サイト等から保護することを目的として、現在パソコン向けに実現・普及しているフィルタリング機能をモバイル(携帯電話等)向けにも実現するための研究開発を推進する。(総務省)
- 違法・有害情報対策に関する情報モラル教育を推進する。(文部科学省)
- 旅客の転落防止等のために設置している鉄道駅のホームドア・ホーム柵について、技術上設置可能な箇所について整備を促進する。(国土交通省)
- 事業存続の可能性がある中小企業が、一時的な経営環境の悪化等の要因により安易に廃業・倒産に至らないようにするための支援を行う。(経済産業省)
- 都市と農山漁村の交流を通じて、農山漁村地域の住民の生きがい発見と都市部住民への癒し・安らぎの場を提供するため、グリーン・ツーリズムを推進する。(農林水産省)
- 倒産やリストラ等に伴う経済・生活問題について、雇用の創出・安定、中高年者をはじめ失業した場合の早期再就職支援等の総合的な雇用対策等を推進する。(厚生労働省)
- WHOや諸外国が示している自殺報道のガイドライン等の収集・分析を行い、その成果を広く情報提供する。(厚生労働省)

5. 自殺未遂者のケア

- 民間団体とも連携し、救急病院に搬送された自殺未遂者が退院後も精神科医や相談機関によってフォローアップされる体制の充実を図る。(厚生労働省)
- 自殺未遂者が再び自殺をしようとしたための働きかけの方法や、民間

支援団体との連携方法について研究を強化する。(厚生労働省)

6. 自殺遺族・周囲の人のケア

- 自殺遺族に対するケアのあり方等について精神保健研究所等の研究機関を中心に検討する。(厚生労働省)
- 自殺遺児に対するケアが的確にできるよう学校教職員、スクールカウンセラーに対する研修等を行う。(文部科学省)

7. 連携

- 自殺対策関係省庁連絡会議を定期的に開催する。(関係省庁)
- 政府における各省庁の、自殺対策の担当窓口のリストを作成し、公表する。(関係省庁)
- 各都道府県において自殺問題を担当する部署を明確化するとともに、民間団体とも連携する自殺対策連絡協議会の設置を促す。(厚生労働省)
- 各都道府県において、自殺対策活動を行っている公的機関・民間団体等が互いに連絡を取ることが出来る、確かな連携体制の確立を促す。(関係省庁)
- 具体的な自殺の相談に対して適切に対応するため、関係団体の連絡・調整を担う自立的・中間的な民間団体の在り方等の研究を進め、その成果を普及させる。(厚生労働省)

8. 目標及び今後の推進スケジュール等

- 定期的に開催する自殺対策関係省庁連絡会議にて、進捗状況について報告・公表するとともに、各省庁が自らそれまでの評価を行う。(関係省庁)
- 2年以内を目途にすべての都道府県において自殺対策連絡協議会を設置されるよう促す。(関係省庁)
- 自殺率を20%減少させるための地域における対応方法及び、自殺未遂者の再企図率を30%減少させるための自殺未遂者への対応方法を5年内に確立し、全国に展開する。(厚生労働省)
- 5年後の中間期を目指しに中間評価を行い、その結果を以後の政府としての自殺予防対策に反映させる。(関係省庁)
- 以上のような種々の施策を講ずることにより、当面は、今後10年間で自殺者数を急増以前の水準に戻すこととする。

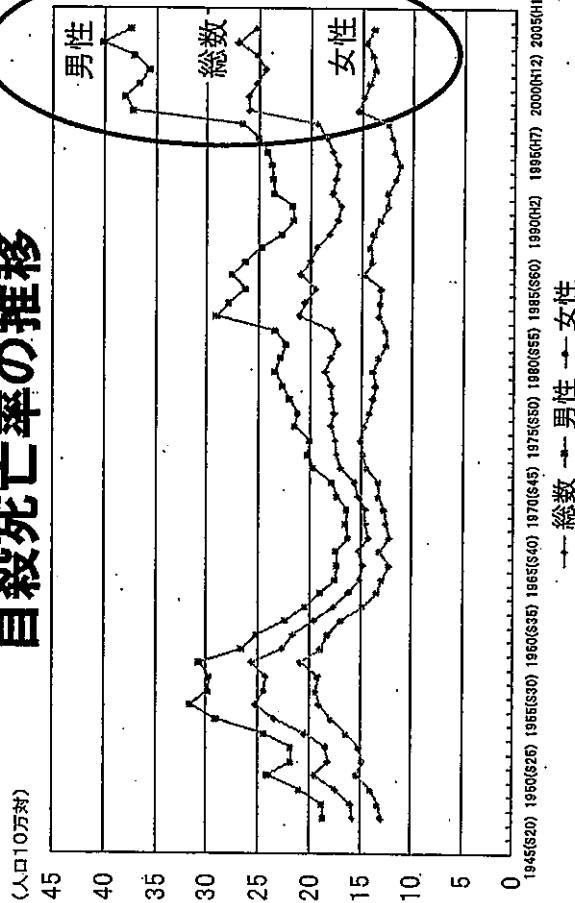
我が国の自殺の現状等

我が国の自殺死亡の推移

率を実数で見ると：

平成9(1997年)-10年(1998年)で男性が大幅増。以降3万人を超える死亡者数

自殺死亡率の推移

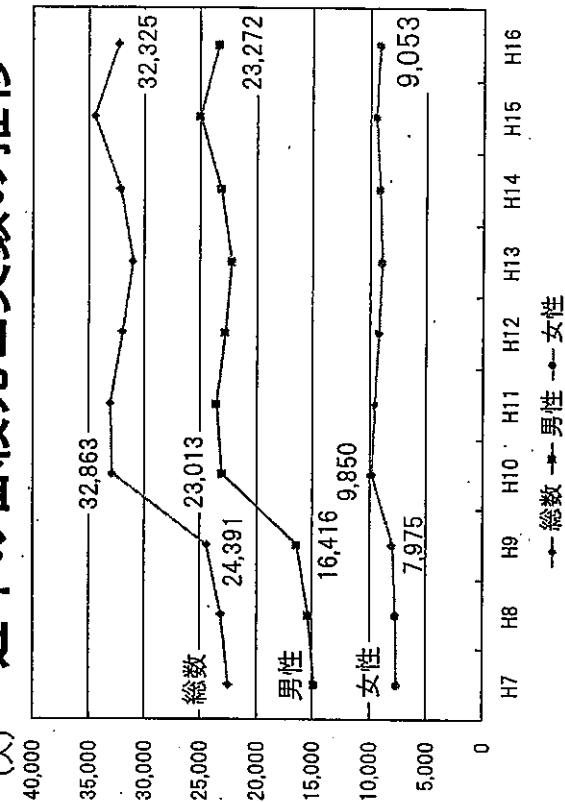


1985(S2) 1985(S3) 1985(S4) 1986(S5) 1986(S6) 1987(S7) 1987(S8) 1988(S9) 1988(S10) 1989(S11) 1990(S12) 1990(S13) 1991(S14) 1992(S15) 1993(S16) 1994(S17)

→ 総数 ← 男性 → 女性

※自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺死亡者数

近年の自殺死亡実数の推移

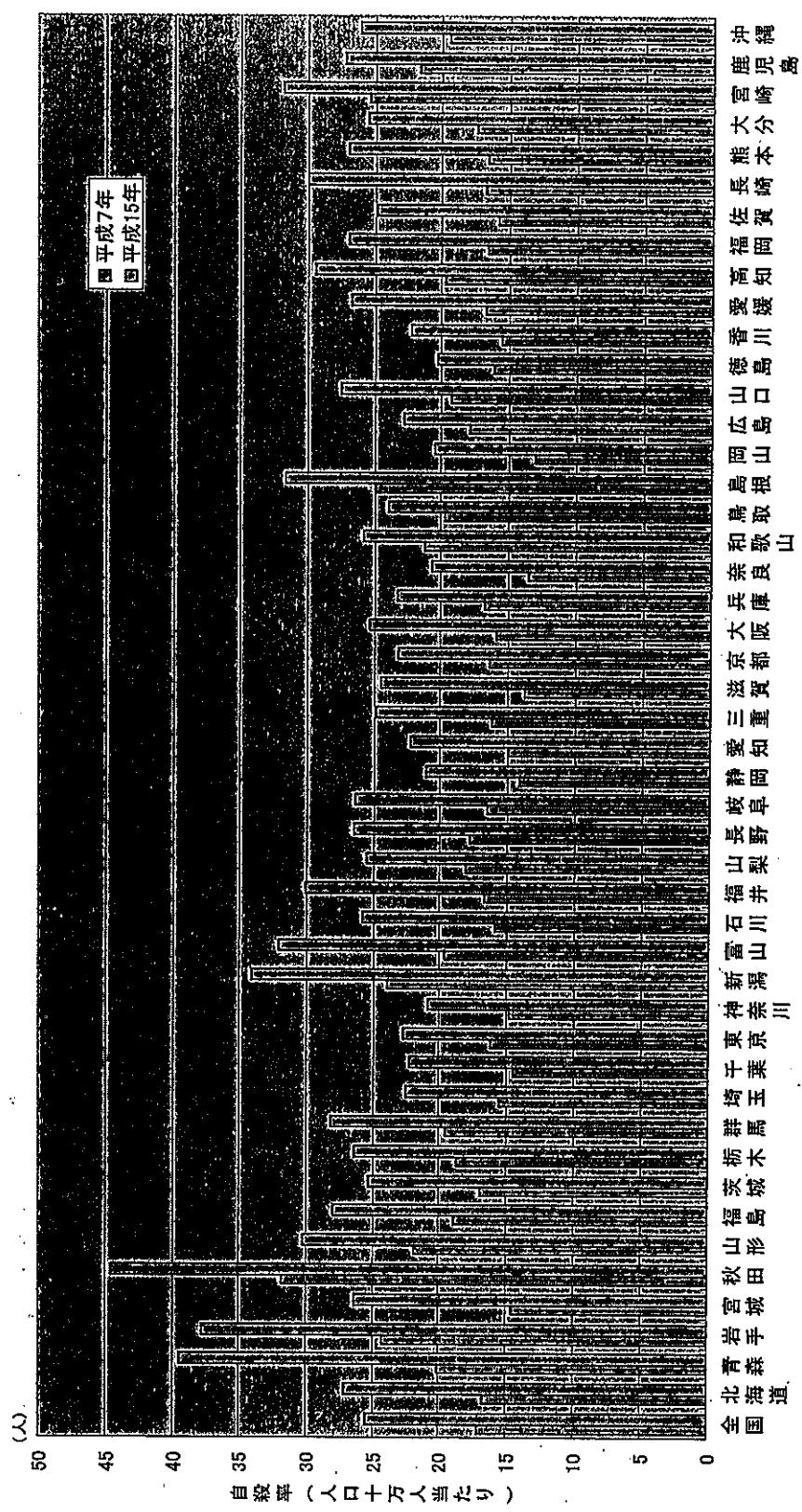


1985(S2) 1985(S3) 1985(S4) 1986(S5) 1986(S6) 1987(S7) 1987(S8) 1988(S9) 1988(S10) 1989(S11) 1990(S12) 1990(S13) 1991(S14) 1992(S15) 1993(S16) 1994(S17)

→ 総数 ← 男性 → 女性

警察庁資料

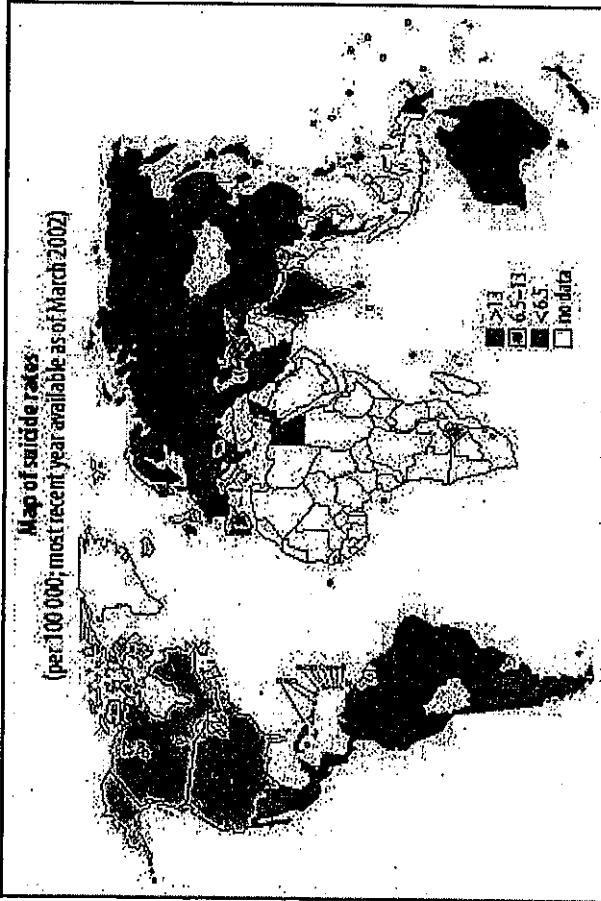
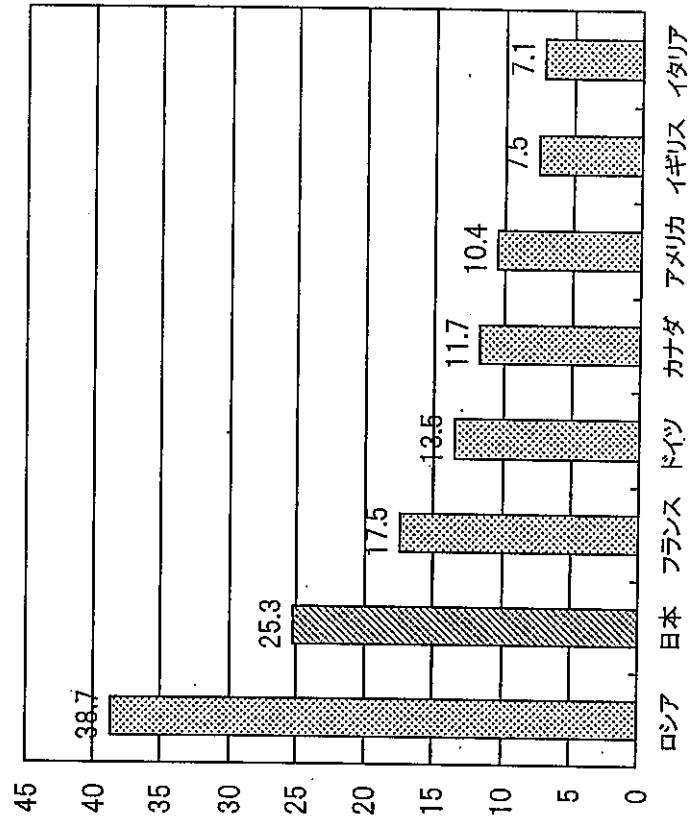
都道府県別の自殺率の比較



国際的に見た我が国の自殺死亡率

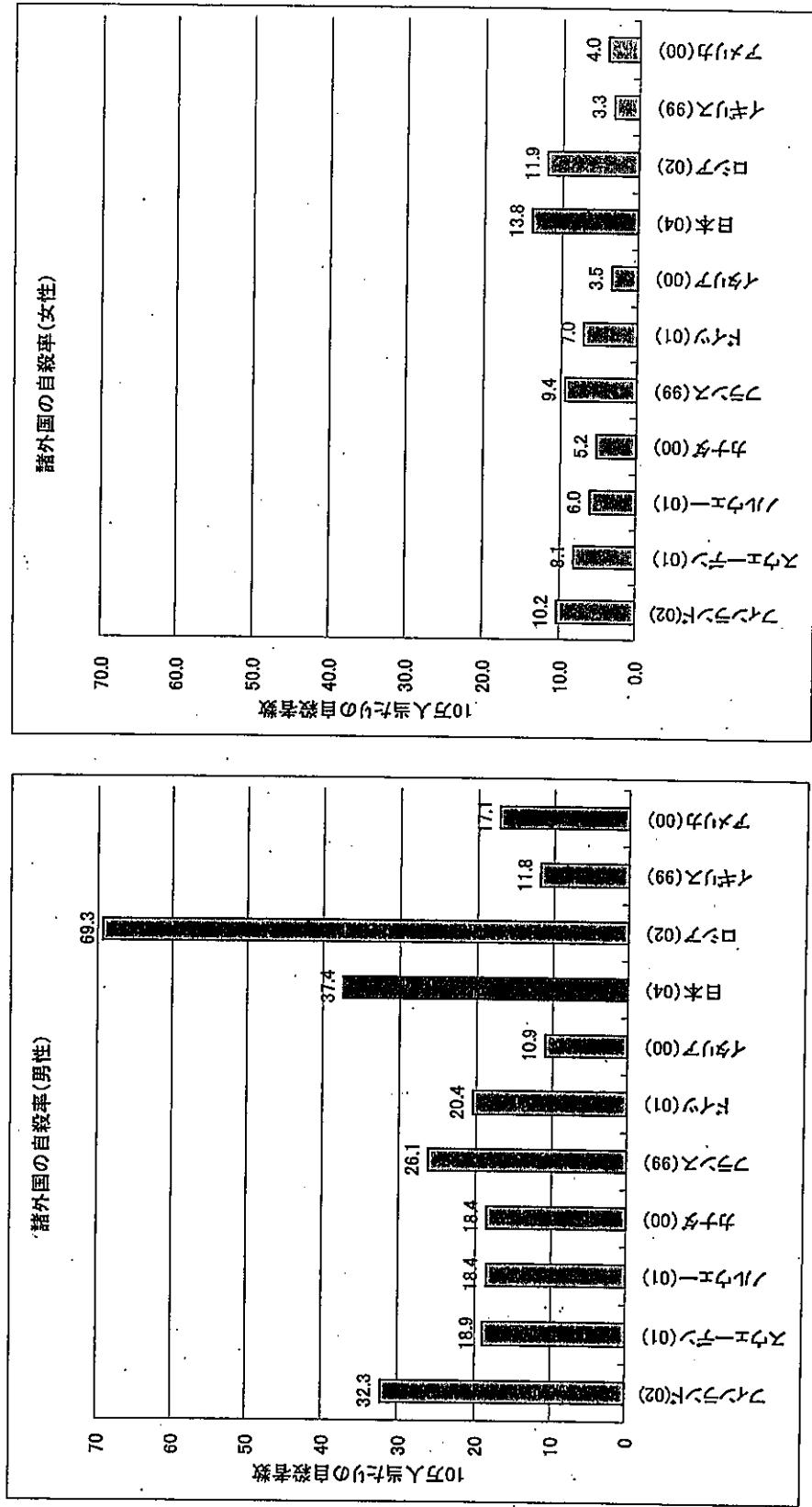
自殺死亡率

(人口10万対)



WHO資料

10万人当たりの自殺者数：男女別の 諸外国比較

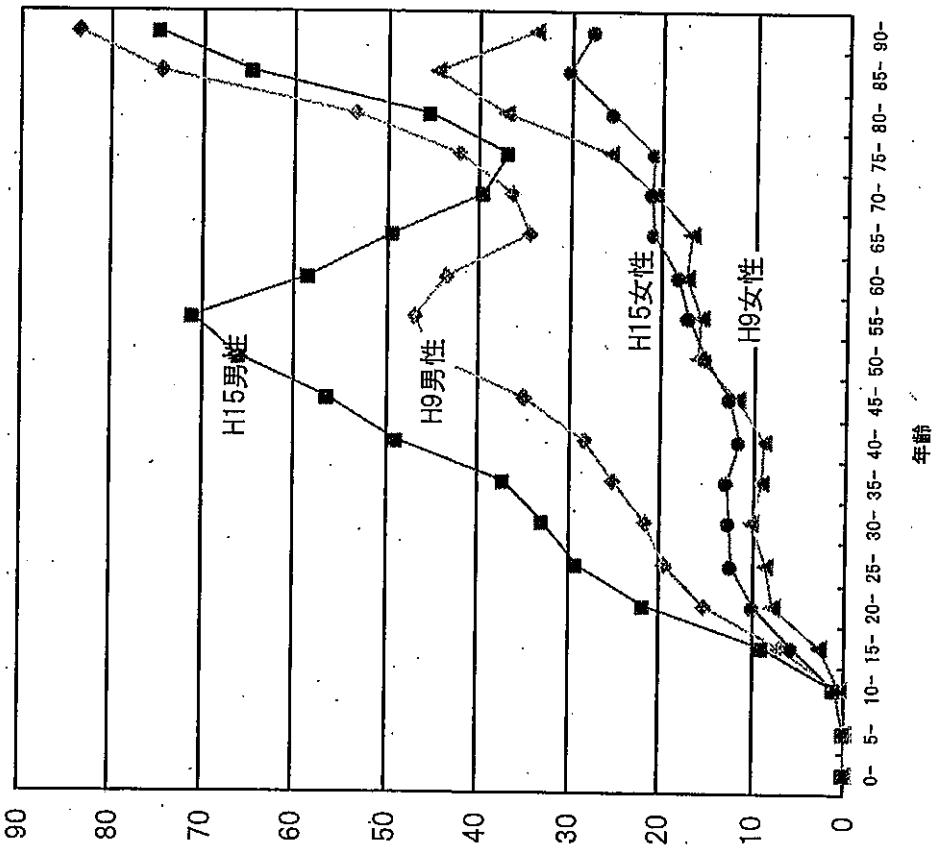


注:WHO資料、警察庁資料より

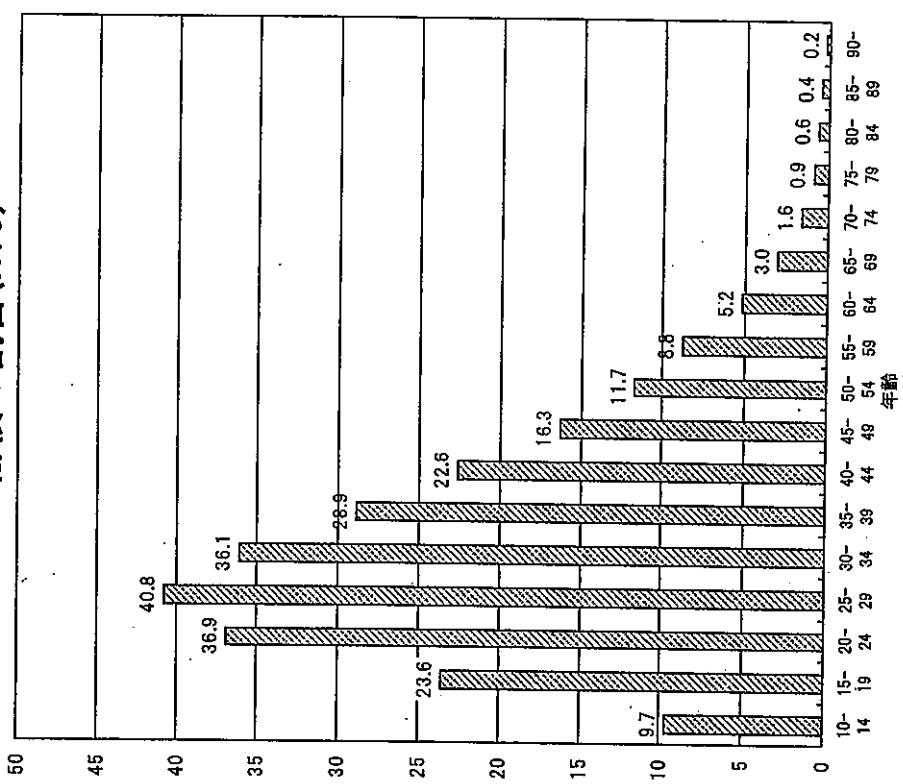
国名に続く括弧内の数値は各国の調査年である。

各年齢層における特徴

年齢階層別にみた自殺死亡率の変化
(人口10万対)



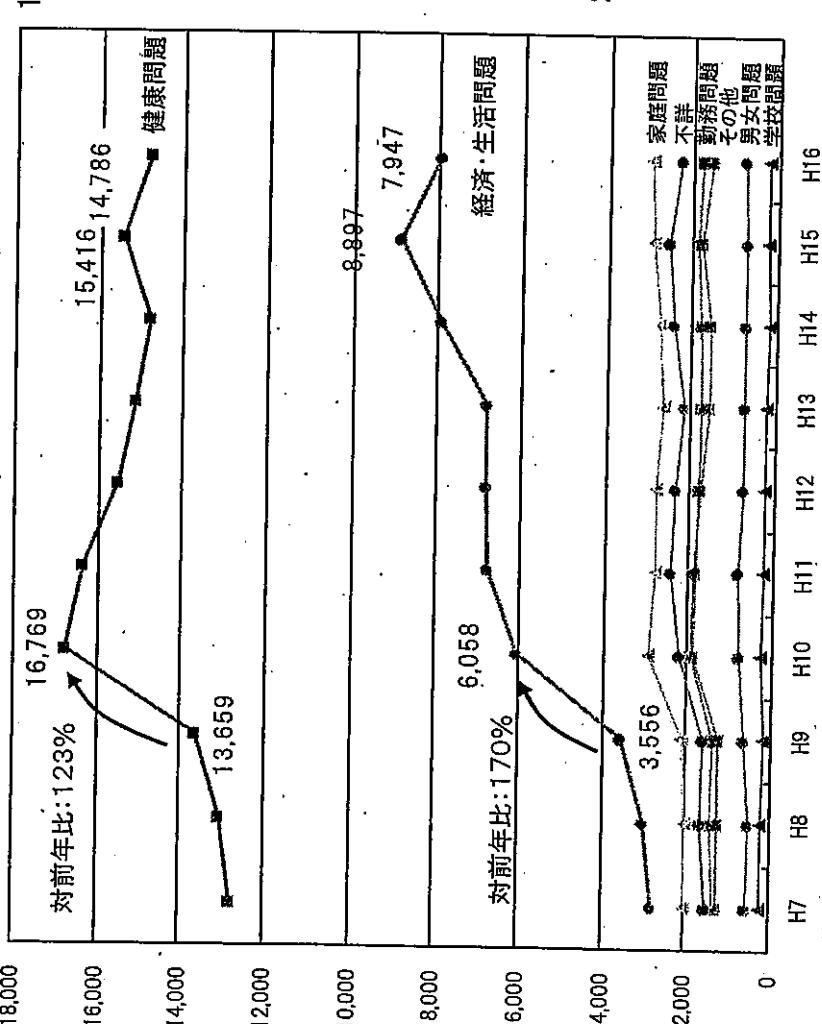
各年齢層における特徴
自殺の割合(H15)



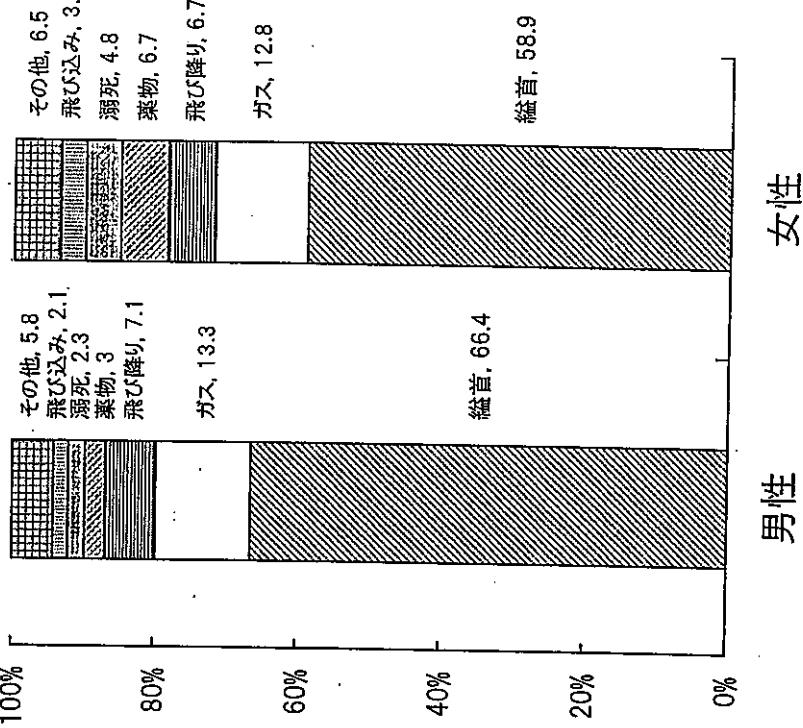
平成9年及び平成15年
人口動態調査より

自殺の原因・手段

(人) 自殺の原因・動機(年次推移)



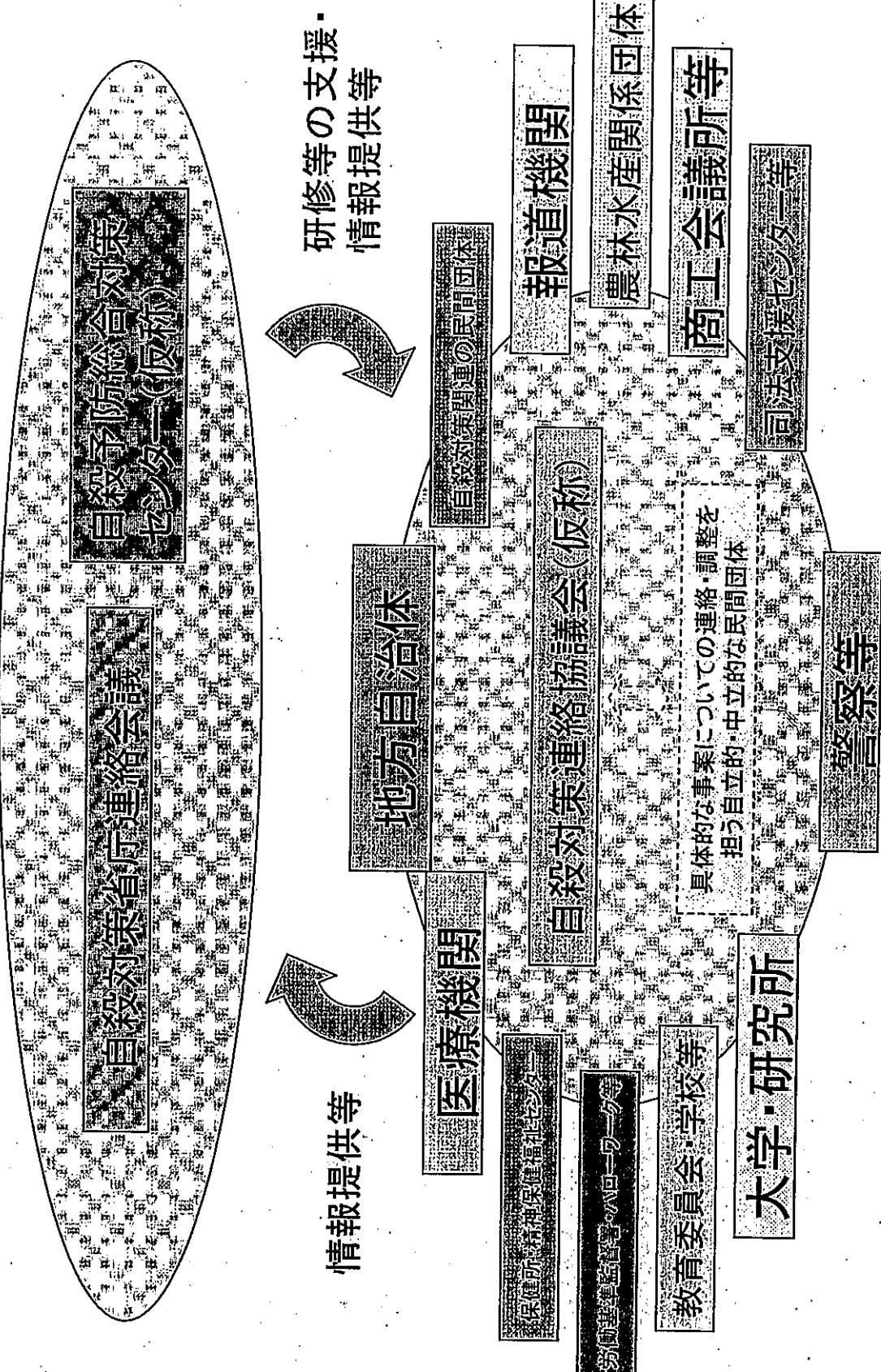
自殺の手段



平成16年中における自殺の概要資料—警察庁—

人口動態調査

連携体制イメージ



別添 2

基発第0331001号
平成18年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働者的心の健康の保持増進のための指針について

近年、労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が6割を超える状況にある。また、精神障害等に係る労災補償状況をみると、請求件数、認定件数とも近年、増加傾向にある。このような中で、心の健康問題が労働者、その家族、事業場及び社会に与える影響は、今日、ますます大きくなっており、事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図ることは、非常に重要な課題となっている。

このため、平成12年8月9日付け基発第522号の2「事業場における労働者的心の健康づくりのための指針の策定について」(以下「旧指針」という。)に基づき所要の対策を推進してきたところであるが、今般、事業場におけるメンタルヘルス対策の適切かつ有効な実施をさらに推進するため、旧指針を踏まえつつ見直しを行い、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第70条の2第1項の規定に基づき、同法第69条第1項の措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として、事業場において事業者が講ずるように努めるべき労働者的心の健康の保持増進のための措置(以下「メンタルヘルスケア」という。)の原則的な実施方法について、新たに「労働者的心の健康の保持増進のための指針」を別紙1のとおり策定し、本日、「健康保持増進のための指針公示第3号」として官報公示したところである。

については、各局においては、今回の労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の改正により衛生委員会等における付議事項としてメンタルヘルス対策に関することが明記されたことにも留意の上、関係事業者等に対して、本指針の周知徹底を図り、事業場におけるメンタルヘルス対策のなお一層の推進に努められたい。

また、事業場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、各種委託事業を実施することとしており、これら事業の活用促進についても配意されたい。

なお、旧指針は廃止する。

おつて、関係団体に対し、別紙2のとおり要請を行ったので、了知されたい。

労働者の心の健康の保持増進のための指針

1 趣旨

労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が6割を超える状況にある。また、精神障害等に係る労災補償状況をみると、請求件数、認定件数とも近年、増加傾向にある。このような中で、心の健康問題が労働者、その家族、事業場及び社会に与える影響は、今日、ますます大きくなっている。事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図ることは、労働者とその家族の幸せを確保するとともに、我が国社会の健全な発展という観点からも、非常に重要な課題となっている。

本指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項の規定に基づき、同法第69条第1項の措置の適切かつ有効な実施を図るために指針として、事業場において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置（以下「メンタルヘルスケア」という。）が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスケアの原則的な実施方法について定めるものである。

事業者は、本指針に基づき、各事業場の実態に即した形で、メンタルヘルスケアの実施に積極的に取り組むことが望ましい。

2 メンタルヘルスケアの基本的考え方

ストレスの原因となる要因（以下「ストレス要因」という。）は、仕事、職業生活、家庭、地域等に存在している。心の健康づくりは、労働者自身が、ストレスに気づき、これに対処すること（セルフケア）の必要性を認識することが重要である。

しかし、職場に存在するストレス要因は、労働者自身の力だけでは取り除くことができないものもあることから、労働者の心の健康づくりを推進していくためには、事業者によるメンタルヘルスケアの積極的推進が重要であり、労働の場における組織的かつ計画的な対策の実施は、大きな役割を果たすものである。

このため、事業者は、以下に定めるところにより、自らが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）において十分調査審議を行い、メンタルヘルスケアに関する事業場の現状とその問題点を明確にするとともに、その問題点を解決する具体的な実施事項等についての基本的な計画（以下「心の健康づくり計画」という。）を策定し、実施する必要

がある。また、心の健康づくり計画の実施に当たっては、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の4つのメンタルヘルスケアが継続的かつ計画的に行われるよう、教育研修・情報提供を行うとともに、4つのケアを効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、職場復帰のための支援等が円滑に行われるようとする必要がある。

また、事業者は、メンタルヘルスケアを推進するに当たって、次の事項に留意することが重要である。

① 心の健康問題の特性

心の健康については、客観的な測定方法が十分確立しておらず、その評価は容易ではなく、さらに、心の健康問題の発生過程には個人差が大きく、そのプロセスの把握が難しい。また、心の健康は、すべての労働者に関わることであり、すべての労働者が心の問題を抱える可能性があるにもかかわらず、心の健康問題を抱える労働者に対して、健康問題以外の観点から評価が行われる傾向が強いという問題や、心の健康問題自体についての誤解や偏見等解決すべき問題が存在している。

② 労働者の個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスケアを進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護及び労働者の意思の尊重に留意することが重要である。心の健康に関する情報の収集及び利用に当たっての、労働者の個人情報の保護への配慮は、労働者が安心してメンタルヘルスケアに参加できること、ひいてはメンタルヘルスケアがより効果的に推進されるための条件である。

③ 人事労務管理との関係

労働者の心の健康は、体の健康に比較し、職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理と密接に関係する要因によって、より大きな影響を受ける。メンタルヘルスケアは、人事労務管理と連携しなければ、適切に進まない場合が多い。

④ 家庭・個人生活等の職場以外の問題

心の健康問題は、職場のストレス要因のみならず家庭・個人生活等の職場外のストレス要因の影響を受けている場合も多い。また、個人の要因等も心の健康問題に影響を与え、これらは複雑に関係し、相互に影響し合う場合が多い。

3 衛生委員会等における調査審議

メンタルヘルスケアの推進に当たっては、事業者が労働者等の意見を聴き

つつ事業場の実態に即した取組を行うことが必要である。また、心の健康問題に適切に対処するためには、産業医等の助言を求めることが必要である。このためにも、労使、産業医、衛生管理者等で構成される衛生委員会等を活用することが効果的である。労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第22条において、衛生委員会の付議事項として「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」が規定されており、4に掲げる心の健康づくり計画の策定はもとより、その実施体制の整備等の具体的な実施方策や個人情報の保護に関する規程等の策定等に当たっては、衛生委員会等において十分調査審議を行うことが必要である。

なお、衛生委員会等の設置義務のない小規模事業場においても、4に掲げる心の健康づくり計画の策定やその実施に当たっては、労働者の意見が反映されるようにすることが必要である。

4 心の健康づくり計画

メンタルヘルスケアは、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行われるようになることが重要であり、また、その推進に当たっては、事業者が労働者の意見を聴きつつ事業場の実態に則した取組を行うことが必要である。このため、事業者は、3に掲げるとおり衛生委員会等において十分調査審議を行い、心の健康づくり計画を策定することが必要である。心の健康づくり計画は、各事業場における労働安全衛生に関する計画の中に位置付けることが望ましい。

メンタルヘルスケアを効果的に推進するためには、心の健康づくり計画の中で、事業者自らが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、その実施体制を確立する必要がある。心の健康づくり計画の実施においては、実施状況等を適切に評価し、評価結果に基づき必要な改善を行うことにより、メンタルヘルスケアの一層の充実・向上に努めることが望ましい。心の健康づくり計画で定めるべき事項は次に掲げるとおりである。

- ① 事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること。
- ② 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること。
- ③ 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること。
- ④ メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること。
- ⑤ 労働者の健康情報の保護に関すること。
- ⑥ 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること。

⑦ その他労働者的心の健康づくりに必要な措置に関すること。

5 4つのメンタルヘルスケアの推進

メンタルヘルスケアは、労働者自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに対処する「セルフケア」、労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の改善や労働者に対する相談対応を行う「ラインによるケア」、事業場内の産業医等事業場内産業保健スタッフ等が、事業場の心の健康づくり対策の提言を行うとともに、その推進を担い、また、労働者及び管理監督者を支援する「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受ける「事業場外資源によるケア」の4つのケアが継続的かつ計画的に行われることが重要である。

(1) セルフケア

心の健康づくりを推進するためには、労働者自身がストレスに気づき、これに対処するための知識、方法を身につけ、それを実施することが重要である。ストレスに気づくためには、労働者がストレス要因に対するストレス反応や心の健康について理解するとともに、自らのストレスや心の健康状態について正しく認識できるようにする必要がある。

このため、事業者は、労働者に対して、6(1)アに掲げるセルフケアに関する教育研修、情報提供を行い、心の健康に関する理解の普及を図るものとする。また、6(3)に掲げるところにより相談体制の整備を図り、労働者自身が管理監督者や事業場内産業保健スタッフ等に自発的に相談しやすい環境を整えるものとする。ストレスへの気づきのために、6(3)アに掲げるセルフチェックを行う機会を提供することも効果的である。

また、管理監督者にとってもセルフケアは重要であり、事業者は、セルフケアの対象者として管理監督者も含めるものとする。

(2) ラインによるケア

管理監督者は、部下である労働者の状況を日常的に把握しており、また、個々の職場における具体的なストレス要因を把握し、その改善を図ることができる立場にあることから、6(2)に掲げる職場環境等の把握と改善、6(3)に掲げる労働者からの相談対応を行うことが必要である。

このため、事業者は、管理監督者に対して、6(1)イに掲げるラインによるケアに関する教育研修、情報提供を行うものとする。

なお、業務を一時的なプロジェクト体制で実施する等、通常のラインに

よるケアが困難な業務形態にある場合には、実務において指揮命令系統の上位にいる者等によりケアが行われる体制を整えるなど、ラインによるケアと同等のケアが確実に実施されるようにするものとする。

(3) 事業場内産業保健スタッフ等によるケア

事業場内産業保健スタッフ等は、セルフケア及びラインによるケアが効果的に実施されるよう、労働者及び管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルスケアの実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たすものである。

このため、事業者は、事業場内産業保健スタッフ等によるケアに関して、次の措置を講じるものとする。

- ① 6(1)ウに掲げる職務に応じた専門的な事項を含む教育研修、知識修得等の機会の提供を図ること。
- ② メンタルヘルスケアに関する方針を明示し、実施すべき事項を委嘱又は指示すること。
- ③ 6(3)に掲げる事業場内産業保健スタッフ等が労働者の自発的相談等を受けることができる制度及び体制を、それぞれの事業場内の実態に応じて整えること。
- ④ 産業医等の助言、指導等を得ながら事業場のメンタルヘルスケアの推進の実務を担当する事業場内メンタルヘルス推進担当者を、事業場内産業保健スタッフ等の中から選任するよう努めること。事業場内メンタルヘルス推進担当者としては、衛生管理者等や常勤の保健師等から選任することが望ましいこと。なお、事業場の実情によっては、人事労務管理スタッフから選任することも考えられること。
- ⑤ 一定規模以上の事業場にあっては、事業場内に又は企業内に、心の健康づくり専門スタッフや保健師等を確保し、活用することが望ましいこと。

なお、事業者は心の健康問題を有する労働者に対する就業上の配慮について、事業場内産業保健スタッフ等に意見を求め、また、これを尊重するものとする。

メンタルヘルスケアに関するそれぞれの事業場内産業保健スタッフ等の役割は、主として以下のとおりである。

ア 産業医等

産業医等は、職場環境等の改善、健康教育・健康相談その他労働者の

健康の保持増進を図るための措置のうち、医学的専門知識を必要とするものを行うという面から、事業場の心の健康づくり計画の策定に助言、指導等を行い、これに基づく対策の実施状況を把握する。また、専門的な立場から、セルフケア及びラインによるケアを支援し、教育研修の企画及び実施、情報の収集及び提供、助言及び指導等を行う。就業上の配慮が必要な場合には、事業者に必要な意見を述べる。専門的な相談・対応が必要な事例については、事業場外資源との連絡調整に、専門的な立場から関わる。さらに、長時間労働者等に対する面接指導等の実施やメンタルヘルスに関する個人の健康情報の保護についても中心的役割を果たす。

イ 衛生管理者等

衛生管理者等は、心の健康づくり計画に基づき、産業医等の助言、指導等を踏まえて、具体的な教育研修の企画及び実施、職場環境等の評価と改善、心の健康に関する相談ができる雰囲気や体制づくりを行う。またセルフケア及びラインによるケアを支援し、その実施状況を把握するとともに、産業医等と連携しながら事業場外資源との連絡調整に当たることが効果的である。

ウ 保健師等

衛生管理者以外の保健師等は、産業医等及び衛生管理者等と協力しながら、セルフケア及びラインによるケアを支援し、教育研修の企画・実施、職場環境等の評価と改善、労働者及び管理監督者からの相談対応、保健指導等に当たる。

エ 心の健康づくり専門スタッフ

事業場内に心の健康づくり専門スタッフがいる場合には、事業場内産業保健スタッフと協力しながら、教育研修の企画・実施、職場環境等の評価と改善、労働者及び管理監督者からの専門的な相談対応等に当たるとともに、当該スタッフの専門によっては、事業者への専門的立場からの助言等を行うことも有効である。

オ 人事労務管理スタッフ

人事労務管理スタッフは、管理監督者だけでは解決できない職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理が心の健康に及ぼしている具体的な影響を把握し、労働時間等の労働条件の改善及び適正配置に配慮する。

(4) 事業場外資源によるケア

メンタルヘルスケアを行う上では、事業場が抱える問題や求めるサービ

スに応じて、メンタルヘルスケアに関し専門的な知識を有する各種の事業場外資源の支援を活用することが有効である。また、労働者が相談内容等を事業場に知られることを望まないような場合にも、事業場外資源を活用することが効果的である。

事業場外資源の活用にあたっては、これに依存することにより事業者がメンタルヘルスケアの推進について主体性を失わないよう留意すべきである。このため、事業者は、メンタルヘルスケアに関する専門的な知識、情報等が必要な場合は、事業場内産業保健スタッフ等が窓口となって、適切な事業場外資源から必要な情報提供や助言を受けるなど円滑な連携を図るよう努めるものとする。また、必要に応じて労働者を速やかに事業場外の医療機関及び地域保健機関に紹介するためのネットワークを日頃から形成しておくものとする。

特に、小規模事業場においては、8に掲げるとおり、必要に応じて地域産業保健センター等の事業場外資源を活用することが有効である。

6 メンタルヘルスケアの具体的進め方

メンタルヘルスケアは、5に掲げる4つのケアを継続的かつ計画的に実施することが基本であるが、具体的な推進に当たっては、事業場内の関係者が相互に連携し、以下の取組を積極的に推進することが効果的である。

(1) メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供

事業者は、4つのケアが適切に実施されるよう、以下に掲げるところにより、それぞれの職務に応じ、メンタルヘルスケアの推進に関する教育研修・情報提供を行うよう努めるものとする。この際には、必要に応じて事業場外資源が実施する研修等への参加についても配慮するものとする。

なお、労働者や管理監督者に対する教育研修を円滑に実施するため、事業場内に教育研修担当者を計画的に育成することも有効である。

ア 労働者への教育研修・情報提供

事業者は、セルフケアを促進するため、管理監督者を含む全ての労働者に対して、次に掲げる項目等を内容とする教育研修、情報提供を行うものとする。

- ① メンタルヘルスケアに関する事業場の方針
- ② ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識
- ③ セルフケアの重要性及び心の健康問題に対する正しい態度
- ④ ストレスへの気づき方

- ⑤ ストレスの予防、軽減及びストレスへの対処の方法
- ⑥ 自発的な相談の有用性
- ⑦ 事業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報

イ 管理監督者への教育研修・情報提供

事業者は、ラインによるケアを促進するため、管理監督者に対して、次に掲げる項目等を内容とする教育研修、情報提供を行うものとする。

- ① メンタルヘルスケアに関する事業場の方針
- ② 職場でメンタルヘルスケアを行う意義
- ③ ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識
- ④ 管理監督者の役割及び心の健康問題に対する正しい態度
- ⑤ 職場環境等の評価及び改善の方法
- ⑥ 労働者からの相談対応（話の聴き方、情報提供及び助言の方法等）
- ⑦ 心の健康問題により休業した者の職場復帰への支援の方法
- ⑧ 事業場内産業保健スタッフ等との連携及びこれを通じた事業場外資源との連携の方法
- ⑨ セルフケアの方法
- ⑩ 事業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報
- ⑪ 健康情報を含む労働者の個人情報の保護等

ウ 事業場内産業保健スタッフ等への教育研修・情報提供

事業者は、事業場内産業保健スタッフ等によるケアを促進するため、事業場内産業保健スタッフ等に対して、次に掲げる項目等を内容とする教育研修、情報提供を行うものとする。

また、産業医、衛生管理者、事業場内メンタルヘルス推進担当者、保健師等、各事業場内産業保健スタッフ等の職務に応じて専門的な事項を含む教育研修、知識修得等の機会の提供を図るものとする。

- ① メンタルヘルスケアに関する事業場の方針
- ② 職場でメンタルヘルスケアを行う意義
- ③ ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識
- ④ 事業場内産業保健スタッフ等の役割及び心の健康問題に対する正しい態度
- ⑤ 職場環境等の評価及び改善の方法
- ⑥ 労働者からの相談対応（話の聴き方、情報提供及び助言の方法等）
- ⑦ 職場復帰及び職場適応の支援、指導の方法
- ⑧ 事業場外資源との連携（ネットワークの形成）の方法

- ⑨ 教育研修の方法
- ⑩ 事業場外資源の紹介及び利用勧奨の方法
- ⑪ 事業場の心の健康づくり計画及び体制づくりの方法
- ⑫ セルフケアの方法
- ⑬ ラインによるケアの方法
- ⑭ 事業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報
- ⑮ 健康情報を含む労働者の個人情報の保護等

(2) 職場環境等の把握と改善

労働者の心の健康には、作業環境、作業方法、労働者的心身の疲労の回復を図るための施設及び設備等、職場生活で必要となる施設及び設備等、労働時間、仕事の量と質、セクシュアルハラスメント等職場内のハラスメントを含む職場の人間関係、職場の組織及び人事労務管理体制、職場の文化や風土等の職場環境等が影響を与えるものであり、職場レイアウト、作業方法、コミュニケーション、職場組織の改善などを通じた職場環境等の改善は、労働者の心の健康の保持増進に効果的であるとされている。このため、事業者は、メンタルヘルス不調の未然防止を図る観点から職場環境等の改善に積極的に取り組むものとする。また、事業者は、衛生委員会等における調査審議や策定した心の健康づくり計画を踏まえ、管理監督者や事業場内産業保健スタッフ等に対し、職場環境等の把握と改善の活動を行いやすい環境を整備するなどの支援を行うものとする。

ア 職場環境等の評価と問題点の把握

職場環境等を改善するためには、まず、職場環境等を評価し、問題点を把握することが必要である。

このため、事業者は、管理監督者による日常の職場管理や労働者からの意見聴取の結果を通じ、また、事業場内産業保健スタッフ等による職業性ストレス簡易調査票などストレスに関する調査票等を用いた職場環境等の評価結果等を活用して、職場環境等の具体的問題点を把握するものとする。

特に、事業場内産業保健スタッフ等は中心的役割を果たすものであり、職場巡回による観察、労働者及び管理監督者からの聞き取り調査、ストレスに関する調査票による調査等により、定期的又は必要に応じて、職場内のストレス要因を把握し、評価するものとする。職場環境等を評価するに当たって、職場環境等に関するチェックリスト等を用いることによって、人間関係、職場組織等を含めた評価を行うことも望ましい。

イ 職場環境等の改善

事業者は、アにより職場環境等を評価し、問題点を把握した上で、職場環境のみならず勤務形態や職場組織の見直し等の様々な観点から職場環境等の改善を行うものとする。具体的には、事業場内産業保健スタッフ等は、職場環境等の評価結果に基づき、管理監督者に対してその改善を助言するとともに、管理監督者と協力しながらその改善を図り、また、管理監督者は、労働者の労働の状況を日常的に把握し、個々の労働者に過度な長時間労働、過重な疲労、心理的負荷、責任等が生じないようにする等、労働者の能力、適性及び職務内容に合わせた配慮を行うことが重要である。

また、事業者は、その改善の効果を定期的に評価し、効果が不十分な場合には取組方法を見直す等、対策がより効果的なものになるように継続的な取組に努めるものとする。これらの改善を行う際には、必要に応じて、事業場外資源の助言及び支援を求めることが望ましい。

なお、職場環境等の改善に当たっては、労働者の意見を踏まえる必要があり、労働者が参加して行う職場環境等の改善手法等を活用することも有効である。

(3) メンタルヘルス不調への気づきと対応

メンタルヘルスケアにおいては、ストレス要因の除去又は軽減や労働者のストレス対処などの予防策が重要であるが、これらの措置を実施したにもかかわらず、万一、メンタルヘルス不調に陥る労働者が発生した場合は、その早期発見と適切な対応を図る必要がある。

このため、事業者は、個人情報の保護に十分留意しつつ、労働者、管理監督者、家族等からの相談に対して適切に対応できる体制を整備するものとする。さらに、相談等により把握した情報を基に、労働者に対して必要な配慮を行うこと、必要に応じて産業医や事業場外の医療機関につないでいくことができるネットワークを整備するよう努めるものとする。

ア 労働者による自発的な相談とセルフチェック

事業者は、労働者によるメンタルヘルス不調への気づきを促進するため、事業場の実態に応じて、その内部に相談に応ずる体制を整備する、事業場外の相談機関の活用を図る等、労働者が自ら相談を受けられるよう必要な環境整備を行うものとする。

また、ストレスへの気づきのために、ストレスに関する調査票や情報

端末機器等を活用し、隨時、セルフチェックを行うことができる機会を提供することも効果的である。

イ 管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等による相談対応等

管理監督者は、日常的に、労働者からの自発的な相談に対応するよう努める必要がある。特に、長時間労働等により疲労の蓄積が認められる労働者、強度の心理的負荷を伴う出来事を経験した労働者、その他特に個別の配慮が必要と思われる労働者から、話を聞き、適切な情報を提供し、必要に応じ事業場内産業保健スタッフ等や事業場外資源への相談や受診を促すよう努めるものとする。

事業場内産業保健スタッフ等は、管理監督者と協力し、労働者の気づきを促して、保健指導、健康相談等を行うとともに、相談等により把握した情報を基に、必要に応じて事業場外の医療機関への相談や受診を促すものとする。また、事業場内産業保健スタッフ等は、管理監督者に対する相談対応、メンタルヘルスケアについても留意する必要がある。

なお、心身両面にわたる健康保持増進対策（THP）を推進している事業場においては、心理相談を通じて、心の健康に対する労働者の気づきと対処を支援することが重要である。また、運動指導、保健指導等のTHPにおけるその他の指導においても、積極的にストレスや心の健康問題を取り上げることが効果的である。

ウ 労働者個人のメンタルヘルス不調を把握する際の留意点

事業場内産業保健スタッフ等が労働者個人のメンタルヘルス不調を把握し、本人に対してその結果を提供するとともに、事業者は必要な情報の提供を受けてその状況に対応した必要な配慮を行うことも重要である。ただし、ストレスチェック等を実施し、保健指導等を行うためにその結果を事業者が入手する場合には、7(1)に掲げる労働者本人の同意の上で実施することが必要である。これに加えて、ストレスチェック等を利用して労働者個人のメンタルヘルス不調を早期発見しようとする場合には、質問票等に加えて専門的知識を有する者による面談を実施するなど適切な評価ができる方法によること、事後措置の内容の判断には医師の指導の下、問題を抱える者に対して事業場において事後措置を適切に実施できる体制が存在していること等を前提として実施することが重要である。また、事業者が必要な配慮を行う際には、事業者は、ストレスチェック等により得られた情報を、労働者に対する健康確保上の配慮を行うためにのみ利用し、不適切な利用によって労働者に不利益を生じな

いように労働者の個人情報の保護について特に留意することが必要である。

また、労働安全衛生法に基づく健康診断や一定時間を超える長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等により、労働者のメンタルヘルス不調が認められた場合における、事業場内産業保健スタッフ等のとるべき対応についてあらかじめ明確にしておくことが必要である。

エ 労働者の家族による気づきや支援の促進

労働者に日常的に接している家族は、労働者がメンタルヘルス不調に陥った際に最初に気づくことが少なくない。また、治療勧奨、休業中、職場復帰時及び職場復帰後のサポートなど、メンタルヘルスケアに大きな役割を果たす。

このため、事業者は、労働者の家族に対して、ストレスやメンタルヘルスケアに関する基礎知識、事業場のメンタルヘルス相談窓口等の情報を社内報や健康保険組合の広報誌等を通じて提供することが望ましい。また、事業者は、事業場に対して家族から労働者に関する相談があった際には、事業場内産業保健スタッフ等が窓口となって対応する体制を整備するとともに、これを労働者やその家族に周知することが望ましい。

(4) 職場復帰における支援

メンタルヘルス不調により休業した労働者が円滑に職場復帰し、就業を継続できるようにするため、事業者は、その労働者に対する支援として、次に掲げる事項を適切に行うものとする。

- ① 衛生委員会等において調査審議し、産業医等の助言を受けながら職場復帰支援プログラムを策定すること。職場復帰支援プログラムにおいては、休業の開始から通常業務への復帰に至るまでの一連の標準的な流れを明らかにするとともに、それに対応する職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等について定めること。
- ② 職場復帰支援プログラムの実施に関する体制や規程の整備を行い、労働者に周知を図ること。
- ③ 職場復帰支援プログラムの実施について、組織的かつ計画的に取り組むこと。
- ④ 労働者の個人情報の保護に十分留意しながら、事業場内産業保健スタッフ等を中心に労働者、管理監督者がお互いに十分な理解と協力をを行うとともに、労働者の主治医との連携を図りつつ取り組むこと。

なお、職場復帰支援における専門的な助言や指導を必要とする場合には、

それぞれの役割に応じた事業場外資源を活用することも有効である。

7 メンタルヘルスに関する個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスケアを進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護に配慮することが極めて重要である。メンタルヘルスに関する労働者の個人情報は、健康情報を含むものであり、その取得、保管、利用等において特に適切に保護しなければならないが、その一方で、メンタルヘルス不調の労働者への対応に当たっては、労働者の上司や同僚の理解と協力のため、当該情報を適切に活用することが必要となる場合もある。

健康情報を含む労働者の個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関連する指針等が定められており、個人情報を事業の用に供する個人情報取扱事業者に対して、個人情報の利用目的の公表や通知、目的外の取扱いの制限、安全管理措置、第三者提供の制限などを義務づけている。また、個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべきものであることに十分留意し、その適正な取扱いの確保に努めることとされている。事業者は、これらの法令等を遵守し、労働者の健康情報の適正な取扱いを図るものとする。

（1）労働者の同意

メンタルヘルスケアを推進するに当たって、労働者の個人情報を主治医等の医療職や家族から取得する際には、事業者はあらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。

また、健康情報を含む労働者の個人情報を医療機関等の第三者へ提供する場合も、原則として本人の同意が必要である。ただし、労働者の生命や健康の保護のために緊急かつ重要であると判断される場合は、本人の同意を得ることに努めたうえで、必要な範囲で積極的に利用すべき場合もあることに留意が必要である。その際、産業医等を選任している事業場においては、その判断について相談することが適当である。

なお、これらの個人情報の取得又は提供の際には、なるべく本人を介して行うこと及び本人の同意を得るに当たっては個別に明示の同意を得ることが望ましい。

（2）事業場内産業保健スタッフによる情報の加工

事業場内産業保健スタッフは、労働者本人や管理監督者からの相談対応

の際などメンタルヘルスに関する労働者の個人情報が集まることとなるため、次に掲げるところにより、個人情報の取扱いについて特に留意する必要がある。

- ① 産業医等が、相談窓口や面接指導等により知り得た健康情報を含む労働者の個人情報を事業者等に提供する場合には、提供する情報の範囲と提供先を必要最小限とすること。その一方で、産業医等は、当該労働者の健康を確保するための就業上の措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるように、集約・整理・解釈するなど適切に加工した上で提供すること。
- ② 事業者は、メンタルヘルスに関する労働者の個人情報を取り扱う際に、診断名や検査値等の生データの取扱いについては、産業医や保健師等に行わせることが望ましいこと。特に、誤解や偏見を生じるおそれのある精神障害を示す病名に関する情報は、慎重に取り扱うことが必要であること。

(3) 健康情報の取扱いに関する事業場内における取り決め

健康情報の保護に関して、医師や保健師等については、法令で守秘義務が課されており、また、労働安全衛生法では、健康診断又は面接指導の実施に関する事務を取り扱う者に対する守秘義務を課している。しかしながら、メンタルヘルスケアの実施においては、これら法令で守秘義務が課される者以外の者が健康診断又は面接指導の実施以外の機会に健康情報を含む労働者の個人情報を取り扱うこともあることから、事業者は、衛生委員会等での審議を踏まえ、これらの個人情報を取り扱う者及びその権限、取り扱う情報の範囲、個人情報管理責任者の選任、事業場内産業保健スタッフによる生データの加工、個人情報を取り扱う者の守秘義務等について、あらかじめ事業場内の規程等により取り決めることが望ましい。

さらに、事業者は、これら個人情報を取り扱うすべての者を対象に当該規程等を周知するとともに、健康情報を慎重に取り扱うことの重要性や望ましい取扱い方法についての教育を実施することが望ましい。

8 小規模事業場におけるメンタルヘルスケアの取組の留意事項

常時使用する労働者が50人未満の小規模事業場では、メンタルヘルスケアを推進するに当たって、必要な事業場内産業保健スタッフが確保できない場合が多い。このような事業場では、事業者は、衛生推進者又は安全衛生推進者を事業場内メンタルヘルス推進担当者として選任するとともに、地域産業保健センター等の事業場外資源の提供する支援等を積極的に活用し取り組

むことが望ましい。また、メンタルヘルスケアの実施に当たっては、事業者はメンタルヘルスケアを積極的に実施することを表明し、セルフケア、ラインによるケアを中心として、実施可能なところから着実に取組を進めることが望ましい。

9 定義

本指針において、以下に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

①ライン

日常的に労働者と接する、職場の管理監督者（上司その他労働者を指揮命令する者）をいう。

②産業医等

産業医その他労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師をいう。

③衛生管理者等

衛生管理者、衛生推進者及び安全衛生推進者をいう。

④事業場内産業保健スタッフ

産業医等、衛生管理者等及び事業場内の保健師等をいう。

⑤心の健康づくり専門スタッフ

精神科・心療内科等の医師、心理職等をいう。

⑥事業場内産業保健スタッフ等

事業場内産業保健スタッフ及び事業場内の心の健康づくり専門スタッフ、人事労務管理スタッフ等をいう。

⑦事業場外資源

事業場外でメンタルヘルスケアへの支援を行う機関及び専門家をいう。

⑧メンタルヘルス不調

精神および行動の障害に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者的心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含むものをいう。

基発第0331002号
平成18年3月31日

(別記関係団体、事業者団体の長) 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者的心の健康の保持増進のための指針について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が6割を超える状況にあります。また、精神障害等に係る労災補償状況をみると、請求件数、認定件数とも近年、増加傾向にあります。このような中で、心の健康問題が労働者、その家族、事業場及び社会に与える影響は、今日、ますます大きくなっています。事業場においてより積極的に労働者的心の健康の保持増進を図ることは非常に重要な課題となっております。

このため、厚生労働省におきましては、平成12年8月9日付け基発第522号の「事業場における労働者的心の健康づくりのための指針の策定について」(以下「旧指針」という。)に基づき所要の対策を推進してきたところですが、今般、事業場におけるメンタルヘルス対策の適切かつ有効な実施をさらに推進するため、旧指針を踏まえつつ見直しを行い、旧指針を廃止した上で、労働安全衛生法第70条の2第1項に基づく指針として、新たに「労働者的心の健康の保持増進のための指針」を別紙のとおり策定し、本日官報公示したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、本指針の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対し、本指針の周知徹底につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

別記

- (財)建設業振興基金
(財)石炭エネルギーセンター
(社)セメント協会
(社)日本洗浄技能開発協会
(社)プレストレストコンクリート建設業協会
(社)プレハブ建築協会
(社)建築業協会
(社)信託協会
(社)生命保険協会
(社)全国クレーン建設業協会
(社)全国労働金庫協会
(社)全国火薬類保安協会
(社)全国警備業協会
(社)全国建設業協会
(社)全国建築コンクリートブロック工業会
(社)全国乗用自動車連合会
(社)全国地方銀行協会
(社)全国中小建設業協会
(社)全国中小建築工事業団体連合会
(社)全国都市清掃會議
(社)全日本トラック協会
(社)大日本水産会
(社)日本ガス協会
(社)日本ゴルフ場事業協会
(社)日本バス協会
(社)日本ベアリング工業会
(社)日本海洋開発建設協会
(社)日本機械工業連合会
(社)日本橋梁建設協会
(社)日本金属プレス工業協会
(社)日本空調衛生工事業協会
(社)日本建設業経営協会
(社)日本建設業団体連合会
(社)日本建設躯体工事業団体連合会
(社)日本建設大工工事業協会
(社)日本港運協会
(社)日本左官業組合連合会
(社)日本砂利協会
(社)日本碎石協会
(社)日本在外企業協会
(社)日本産業機械工業会
(社)日本石綿協会
(社)日本船主協会
(社)日本造園建設業協会
(社)日本造園組合連合会
(社)日本造船工業会
(社)日本鍛造協会
(社)日本中小型造船工業会
(社)日本鉄鋼連盟
(社)日本鉄道建設業協会
(社)日本電設工業協会
(社)日本電力建設業協会
(社)日本塗装工業会
(社)日本土木工業協会
(社)日本道路建設業協会
(社)日本鳶工業連合会
(社)日本埋立浚渫協会
(社)日本民営鉄道協会
(社)日本民間放送連盟
(社)日本經濟団体連合会
(社)日本電機工業会
せんい強化セメント板協会
電機・電子・情報通信産業経営者連盟
日本製紙連合会
石油化学工業協会
石油連盟
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会
全国ビルメンテナンス協会
全国管工事業協同組合連合会
全国基礎工業協同組合連合会
全国建設業協同組合連合会
全国森林組合連合会
全国生コンクリート工業組合連合会
全国段ボール工業組合連合会
全国中小企業団体中央会
全国農業協同組合連合会
全国木材組合連合会
電気事業連合会
電線工業経営者連盟
東京商工会議所
日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会
日本ゴム工業会
日本ソーダ工業会
日本チエーンストア協会
日本肥料アンモニア協会
日本化学工業協会
日本化学繊維協会
日本火薬工業会
日本鉱業協会
日本自動車工業会
日本商工会議所
日本証券業協会
日本醤油協会
日本伸銅協会
日本新聞協会
日本生活協同組合連合会
日本鐵道車輛工業会
日本百貨店協会
日本紡績協会
日本麻紡績協会

(社)全国労働基準関係団体連合会
(財)21世紀職業財団
(財)高年齢者雇用開発協会
(財)産業医学振興財団
(社)全国労働保険事務組合連合会
(社)全国労働衛生団体連合会
(社)日本医師会
(社)日本作業環境測定協会
(社)日本人材派遣協会
(社)日本保安用品協会
(社)日本労働安全衛生コンサルタント会
建設業労働災害防止協会
鉱業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
全国社会保険労務士会連合会
中央労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
労働者健康福祉機構
(社)日本精神科病院協会
(社)日本精神神経科診療所協会
(社)日本精神神経学会
(中)日本総合病院精神医学会
日本産業精神保健学会